

国立大学法人横浜国立大学における法人文書の開示請求に係る審査基準

平成16年4月1日

学 長 裁 定

最近改正 平成29年5月30日

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）に、本学が保有する法人文書の開示請求があった場合において、開示請求に係る法人文書に次に掲げる独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第5条各号に規定する情報（不開示情報）のいずれかが記録されているときは、当該情報が記録されている部分を除き、開示請求者に当該行政文書を開示するものとする。

1 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から特定の個人を識別することが可能なもの又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるもの。

（不開示と考えられるものの例）

- (1) 役員・教職員・学生の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名・履歴等）
- (3) 健康診断・カウンセリングの記録
- (4) 懲戒処分関係情報（氏名、個人が特定できる懲戒内容等）
- (5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学等を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- (6) 合否判定資料
- (7) 学生指導関係文書
- (8) 反省文
- (9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）
- (10) 卒業論文、修士論文

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示するものとする。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（開示と考えられるものの例）

（イの例）

(1) 研究者総覧

(2) 勲章・褒章受章者名簿

(ロの例)

医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

(ハの例)

文書に付された係長級以上の職名及び氏名

1-2 非識別加工情報等（法第5条第1号の2）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この項において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この項において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

2 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしないとの条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの

(不開示と考えられるものの例)

(イの例)

(1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供された情報

(2) 工事請負者施工成績一覧

(ロの例)

企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付けられた

もの

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するものとする。

3 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

ロ 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

ハ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

〈注〉「不当に」という限定が付されていることに十分留意するものとする。

（不開示と考えられるものの例）

（イの例）

(1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

(2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

(3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

(4) 委員会・会議資料で上記要件に該当するもの

（ロの例）

入試制度改革素案（出題科目変更案等）

（ハの例）

(1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）

(2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業情報のうち、公にすることにより次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると学長が認めることにつき相当の理由がある情報

ロ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると学長が認めることにつき相当の理由がある情報

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそ

れ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〈注〉「おそれ」や「支障」は、抽象的、名目的なものでは足りず、実質的に法的な保護に値する程度のものでなければならないことに十分留意するものとする。

(不開示と考えられるものの例)

(ロの例)

(1) 麻薬、毒物、劇物、核燃料物質、放射性同位元素、危険動物、組換えDNA実験試料等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い及び保管に関する情報

(2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

(ハの例)

(1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿

(2) 入試制度改革関係資料

(ニの例)

(1) 入札前の予定価格、積算内訳書等

(2) 本学が当事者となっている訴訟（国家賠償訴訟等）に関する資料

(ホの例)

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの

(ヘの例)

(1) 人事異動原案

(2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

(3) 勤務評定関係記録

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から実施する。